

令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業業務委託仕様書

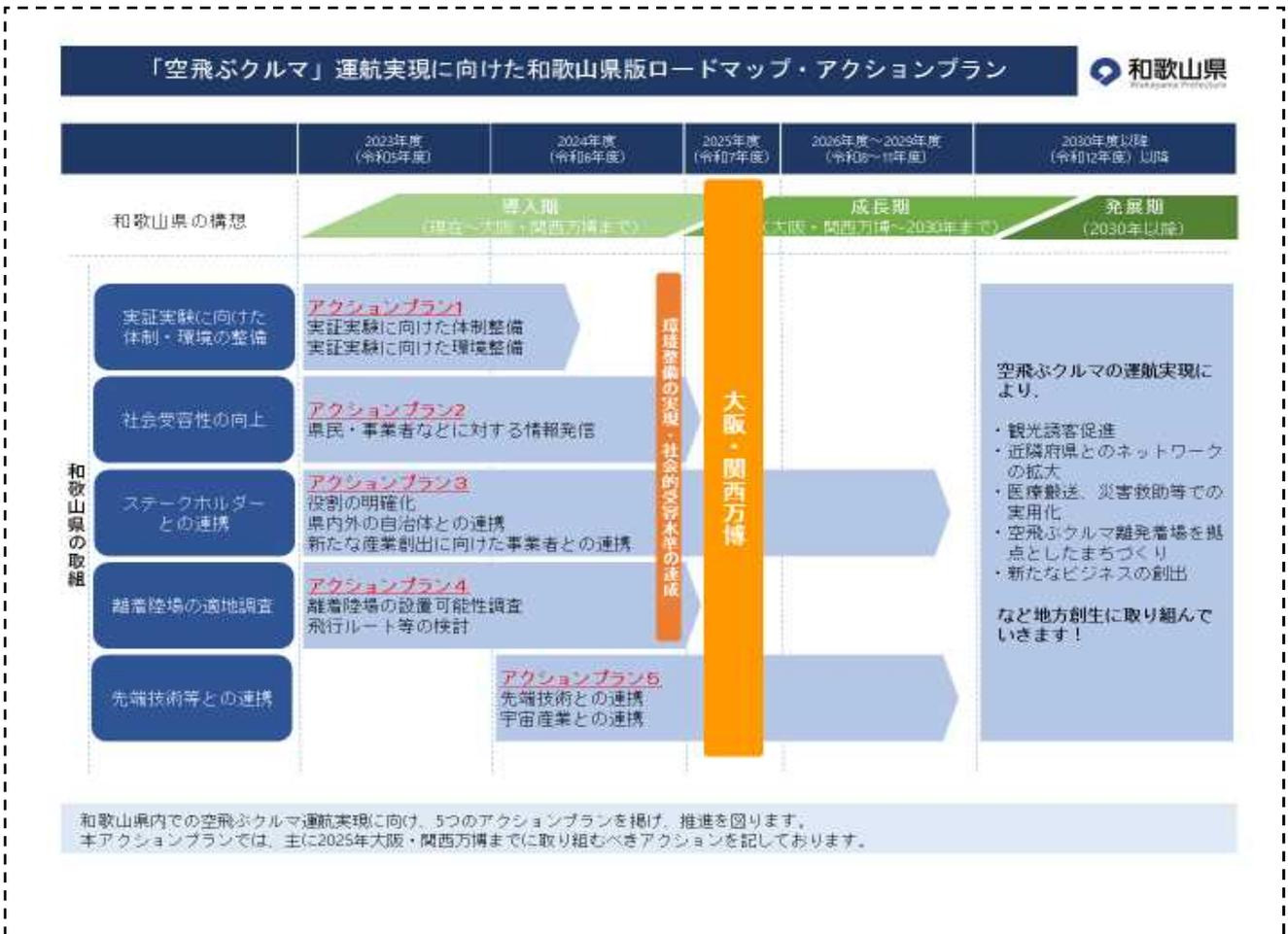
1 業務名

令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業業務

2 業務の目的

本事業は、2025年大阪・関西万博での実用化を目指して検討が進められている「空飛ぶクルマ」について、「空飛ぶクルマ運航実現に向けた和歌山県版ロードマップ・アクションプラン」に基づき、和歌山県内での運航実現に欠かすことのできない社会受容性を向上させるために実施するものであり、また、本事業を通じて、和歌山の将来を担う若い世代に先端技術は身近なものであると体感させ科学技術に関する興味・関心等の向上を図り、将来の地方創生に向けて関係事業者や地域住民が空飛ぶクルマを活用する方法の検討の加速につながる機会・材料を提供することを旨とするものである。

これらの目的のもと、空飛ぶクルマの実証飛行、当該関連イベント、これらのPRコンテンツの作成等の業務を、より効率的・効果的に実施するため、知識やノウハウ等を持った民間事業者等に委託するものである。



3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

4 業務内容

(1) 実証飛行の実施

【実証飛行の日程・場所・方式等】

①日程（予定）

令和6年11月中とし、木曜日から日曜日までの連続する4日間（搬入等準備・予備日含む）を予定する。

- 1日目（木） 搬入
- 2日目（金） テスト飛行
- 3日目（土） 本番
- 4日目（日） 予備日

※本番当日の飛行回数は、午前1回とする（調整のために必要な飛行等は除く。）。

②場所

受託決定後に委託者と協議し決定すること。その際、実証飛行等を行う場所は、グラウンド、公園や海上などの開けた場所が想定される。

なお、内陸部における実証飛行は住宅や道路への影響が発生しうるため、候補地は海沿いや川沿いを中心に選定する。

③飛行ルート・方式

上記②で決定する離着陸場により飛行ルート・方式を決定するが、現時点では海上ルートにおける有人飛行を想定している。また、搭乗者は、委託者と協議し決定するものとする。

④機体

受託者で用意すること。

⑤手続き

実証飛行に必要な各種申請、手続き等は受託者が行うこと。

⑥その他

賠償責任保険等に加入すること。

参考：「空飛ぶクルマ」の試験飛行等に係る航空法の適用関係のガイドライン（国土交通省 航空局 無人航空機安全課）

URL https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000072.html

【計画準備】

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理した上で、業務計画書を作成する。また、実証飛行に関する実施計画書を作成し、実証飛行・イベントに関する企画内容について、委託者の承認を得ること。

【実証飛行運營業務】

①機体手配

4 業務内容(1)【実証飛行の日程・場所・方式等】①の日程で、実証飛行が実施可能な機体を受託者で選定の上、委託者の承認を得て用意する。

なお、準備から終了までの輸送、組立、解体、運航、燃料、安全対策などに関わる必要な一切の手配は受託者の負担で行うこと。

②候補地調査

実証飛行を行う際の空飛ぶクルマの離着陸場について、航空法等に基づいた整備を行うための調査をし、調査結果をもとに実施するとともに、より安全な実証飛行ルート等を選定する。

③離着陸場整地

離着陸場候補地において、安全等を確保するために整地が必要な場合は、整地を行う。ただし、大規模な改変は行わず、実証飛行終了後は原状回復に努めること。

④海上における安全対策

海上での飛行ルートを想定しているため、巡視艇の配置など安全確保のための対策を検討し、手配を行う。検討した安全対策については、国土交通省航空局など関係機関とも協議の上で、適切な対策であることの確認も行うこと。

⑤飛行映像の撮影

後述の動画制作の素材とするため、実証飛行の撮影を行う。撮影は離発着地における地上からの撮影やドローン等を使用した実証飛行中の撮影を行うこと。

⑥実証飛行観覧イベントの実施

実証飛行時には、来場者が安全に観覧出来るイベントを企画・実施すること。（下記(2)参照）

⑦その他

実証飛行当日は、メディアの対応を行うこと。

(2) 実証飛行に係る地上イベント及び実証飛行終了後の空飛ぶクルマと関連した体感イベントの実施

実証飛行を観覧する地上イベント（以下「実証飛行イベント」という。）と実証飛行終了後の空飛ぶクルマの機運醸成に資するイベント（以下「機運醸成イベント」という。）を実施する。

企画立案、企画書作成、出演者等の手配、委託者及び出演者等との事前打合せ、スケジュール管理、広報、設営・撤収、技術スタッフ・必要機材等の手配、会場整理・設営撤去、問い合わせ対応等を実施する。

【実証飛行イベント・機運醸成イベント共通】

①企画

近隣の小中高校生など和歌山の将来を担う若い世代に先端技術は身近なものであると体感させ、科学技術に関する興味・関心や学習意欲の向上を図り、また、県民に対しては新たな先端技術の周知・啓発、関連事業者に対しては新たな交通網の構築によって生じるビジネスチャンスのイメージを持ってもらうことを念頭に企画すること。また、全体のタイムスケジュールは実証飛行イベントから機運醸成イベントへの移行が円滑に実施でき、来場者が継続して参加しやすいものとする。

②会場設営

受託者が企画したイベントを実施するために必要な会場手配・設営を行う。

なお、実証飛行イベントの規模の目安としては、テント2張、テーブル8台、椅子48脚程度/日を想定している。その他、受託者で企画する内容に応じ必要な資材等は受託者で準備すること。

③警備

受託者が企画したイベント内容に応じ、警備等を適切に配置し、来場者の安全に配慮するとともに、使

用機体の保全について十分留意すること。また、イベント当日の駐車場への駐車場係の配置及び誘導看板等の設置により来場者がスムーズに来退場できるよう取り計らうこと。

④イベント進行

当日のイベント進行は受託者側で対応を行うこととし、必要に応じて司会進行者などの手配を行うこと。

⑤広報

多くの県民に、イベントへの集客効果を高めるための施策を企画・実施する。企画した施策については、実施前に委託者の承認を得ること。

⑥その他

- I. 実証飛行イベントと機運醸成イベントを別会場で実施する場合は、来場者がスムーズな移動ができるよう企画すること。
- II. 来場者について、会場間等における移動手段を確保するための運搬費用については、受託者が負担する。(バス3台程度の輸送費用を想定している。)
- III. 本イベントの効果測定のため、開催前後のイベント実施地を含めた県内観光スポット等(3か所程度)における需要調査や来場者に対するアンケート調査を実施し、調査結果の分析を行う。実用化に向けた離着陸場の候補地検討の参考にもなるよう効果的な手法を企画提案し、受託後に委託者と協議の上、実施すること。

【実証飛行イベント】

観覧

実証飛行に訪れる来場者が飛行の様子を観覧でき、臨場感が伝わるように企画すること。直接観覧することが難しい場合は、大型モニター等を設置し飛行を中継するなど、観覧手段を確保し、その際はモニターに写す映像の内容や中継手段等も受託者で企画し、実施すること。

なお、実証飛行イベント時には、搭乗者へのインタビューを行うこと。

【機運醸成イベント】

イベント内容

イベント会場での展示、関係者・事業者・県民等の空飛ぶクルマへの関心・受容性を向上させるための講演会や空飛ぶクルマに関連する先端技術の体験などを企画・実施すること。

(3) 県内の「空飛ぶクルマ」社会受容性向上に資するコンテンツ制作

【動画制作】

「空飛ぶクルマ」の県内における社会受容性向上・機運醸成のためのPR動画を制作する。

制作内容は下記の各要件を踏まえることとし、企画提案内容を基に委託者と協議を行ったうえで決定する。

- I. 4 業務内容(1)【実証飛行運營業務】⑤で撮影した素材を主として、広く県民が興味関心を持ちやすい構成とし、本事業の目的に沿ったものとする。
- II. 動画時間の目安は、3分程度とするが、訴求力を持った内容となるよう企画し、編集時間も提案すること。
- III. SNS等への投稿を想定し、15～30秒程度のダイジェスト版も作成すること。

【パンフレット制作】

「空飛ぶクルマ」の県内における社会受容性向上・機運醸成のためのパンフレットを制作する。
制作内容は下記の各要件を踏まえることとし、企画提案内容を基に委託者と協議を行ったうえで決定する。
なお、写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手すること。

- I. 業務内容として、A4判4ページ（A3両面二つ折り）のパンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供、パンフレット電子データの作成、納品を実施すること。
- II. パンフレットは、「空飛ぶクルマ」の説明、利点、身近に感じられるようなユースケース、課題についてなど、広く県民の社会受容性を向上させるための内容となるよう企画すること。

5 業務打合せ

業務の実施における打合せ協議は、業務着手時1回、中間打合せ時2回、成果品納入時1回の計4回を標準とし行うものとする。中間打合せについては、必要に応じ追加で実施する。

なお、打合せについては、WEB協議などによる実施を積極的に提案し、きめ細やかな対応を心がけるものとする。

業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出するものとする。

6 成果品

成果品は次のとおりとする。

報告書には、打合せ議事録、飛行の記録や写真（会場設置、飛行状況、来場者等の様子、イベントの様子など）、効果測定調査、需要調査の結果を含め、報告書としてまとめること。

なお、報告書の提出部数は以下のとおりとする。

- ア 業務報告書（チューブファイル） 2部
- イ 業務報告書の電子媒体（CD-R等） 2部
- ウ 動画データ（4 業務内容(3)【動画制作】）（DVD-R等） 3部
（家庭用DVDプレーヤーで再生できる形式でリピート再生される仕様にする。）
- エ パンフレットデータ（4 業務内容(3)【パンフレット制作】） 一式
（再編集可能なデータ、AIデータ、PDFデータ）

7 全体に係る留意点

(1) 著作権及び使用料等について

- ① 本事業における企画、映像等一切の著作権料、使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。
- ② 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ③ 本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ④ 成果物については、委託者及び委託者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。

- ⑤成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
 - ⑥成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 施設等の利用料等について
- 施設等の使用に当たっては施設等管理者との協議の上、利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。
- (3) 第三者が権利を有する素材の活用
- 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (4) 個人情報の保護について
- 本事業で制作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。
- (5) 原状回復について
- 当該事業の実施に起因する実施場所や構造物等の破損や汚れ等については受託者が原状回復を行うこと。
- (6) 損害賠償について
- 受託者は、本業務の履行に当たり自己の責めに帰すべき事由により委託者又は来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) その他
- ①本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度委託者と協議して決定するものとする。
 - ②この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。
 - ③企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。

以上